

隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、直接罰が適用されるようになりました。

NEW

吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることになりました。

[特定建築材料の除去等の方法](新法第18条の19、新規則第16条の12~14)

| 作業の種類 | 方法 |
|-------------------------------|---|
| 除去 | (1) かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法 |
| | (2) 除去を行う場所を他の場所から隔離し(前室も設置)、除去を行う間、JIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法 |
| | (3) (2)に準ずるものとして環境省令で定める方法(例:グローブバッグ) |
| 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 | 囲い込み又は封じ込め(吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の囲い込み等(切断、破砕等を伴うものに限る。))を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法) |

[罰則](新法第34条第3号)

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金



集じん・排気装置が正常に稼働していること、作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が強化されました。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の1の項の下欄)

| 確認の種類 | タイミング・頻度 | 確認の方法等 |
|-------------------------|------------------------------------|---|
| 集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認 | 初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 粉じんを迅速に測定できる機器 <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル粉じん計 ✓ パーティクルカウンター ✓ 繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター) ◆ 確認事項 <ul style="list-style-type: none"> 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと |
| | 除去等を行う日の開始後 | |
| | 集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合 | |
| 作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認 | 除去等を行う日の作業開始前 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 確認の方法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 微差圧計による測定 ✓ 目視による空気の流れの確認 ◆ 確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 負圧が確保されていること |
| | 作業中断時(休憩や当日の作業終了で退室した時) | |




● 異常が認められた場合は作業を中止し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準が新設されました。

◆石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられました。

[作業基準] (新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の3の項下欄)

NEW

| 特定建築材料の種類 | 作業基準 |
|-----------|---|
| 石綿含有仕上塗材 | <p>除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の効果を有する措置※1を講ずること</p> <p>(1) 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること </p> <p>(2) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 除去部分の周辺を事前に養生すること </p> <p>② 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること</p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと) </p> |

※1 同等以上の効果を有する措置: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)









※2 薬液等による湿潤化: 薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

◆石綿含有成形板等はセメント等で固形化されているため、通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。

◆けい酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ、飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生が必要です。

[作業基準] (新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の4の項下欄)

NEW

| 特定建築材料の種類 | 作業基準 |
|------------------|--|
| 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 | <p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※3を講ずること。 </p> <p>(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと </p> <p>(2) (1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 除去部分の周辺を事前に養生すること </p> <p>② 除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること </p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと) </p> |
| その他の石綿含有成形板等 | <p>(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと </p> <p>(2) (1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること </p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること </p> |

※3 同等以上の効果を有する措置: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※4 薬液等による湿潤化: 薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺状況に応じて養生を行うことが望ましい。(11)

石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW

取り残しや不適切作業による石綿の排出・飛散を防止するため、作業の記録および適切に作業が行われていること及び取り残しがないことの確認が作業基準に位置付けられました。確認した結果は、発注者に書面で報告するとともに、記録を作成し、一定期間保存する必要があります。

①作業の記録

特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第3号)

[記録事項]

- ✓ 確認年月日
- ✓ 確認の方法
- ✓ 確認の結果(確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容)
- ✓ 確認者の氏名

[記録の方法]

- ✓ 作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等

[記録の保存期間]

- ✓ 特定工事が終了するまで



②作業が計画に基づき適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。



[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の15第4号)

③取り残し等の確認

元請業者等は、除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第5号)

[確認の方法]目視

[記録の実施者]除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者※1

- ✓ 建築物: 調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者
- ✓ 工作物: 石綿作業主任者

※1 「解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。



石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW



煙突断熱材の取り残し
(筋状のもの)



鉄骨の吹付け石綿
の取り残し

取り残しの事例

◆特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要です。

[特定粉じん排出等作業の結果の報告等](新法第18条の23第1項)

[書面で報告する事項](新規則第16条の15第1項)

- ✓ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ✓ 確認を行った者の氏名及び確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

[記録事項](元請業者:新法第18条の23第1項、新規則第16条の15第2項、★は元請業者のみ必要な記録)

(自主施工者:新法第18条の23第2項、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者氏名及び連絡場所
- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況

(確認年月日、確認の結果※¹及び確認を行った者の氏名)

- ※¹ 負圧隔離等を伴う作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認結果、作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認結果、隔離を解くに当たっての薬液等の散布・清掃等その他の特定粉じんの処理がなされたこと・特定粉じんが排出・又は飛散するおそれがないことの確認結果を含む。
- ✓ 発注者への報告書面の写し★
- ✓ 確認を行った者が当該当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し



[記録の保存](新法第18条の23、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事終了後3年間